

流山市いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針

令和7年2月14日

流山市教育委員会

第1 この方針の位置付け

いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める重大事態が発生した場合、同項および流山市いじめ防止対策推進条例第17条第1項に基づき調査を行い、調査報告書を作成します。この調査報告書の公表について、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版」（令和6年8月改定。以下「文部科学省ガイドライン」といいます。）には、「学校の設置者において、調査報告書の公表の在り方や公表方法について事前に方針等を定めておくことが望ましい。」と記載されています。

この方針は、文部科学省ガイドラインの記載を踏まえ、流山市教育委員会における調査報告書の公表について、公表するかどうかの判断基準や公表方法などの基本的な事項を、あらかじめ定めておくものです。

第2 基本姿勢

1 文部科学省ガイドラインの記載

調査報告書の公表について、文部科学省ガイドラインには次の記載があります。

- 調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。
- 他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならない。
- 公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒[※]・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。

2 調査報告書を公表する目的と影響

文部科学省ガイドラインが述べているように、調査報告書の公表には、事実関係に対する憶測や誤解を防ぎ、社会全体でいじめ防止対策を考える契機となります。調査報告書に示された考え方を広く共有することは、いじめの問題への対策に関して学校および教育委員会が目指すべき方向性を明らかにするとともに、家庭や地域と学校が連携して行ういじめの未然防止や早期発見の取組を促進することを目的としています。

他方、公表によってその事案への適切な対処や再発防止策の実施に支障が生じることになるのでは、調査を行った意義が失われてしまいます。特に、対象児童生徒の尊

[※]対象児童生徒：「いじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがある児童生徒」をいう。（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に準拠）

厳が傷付けられたり、対象児童生徒を含む関係者の生活や学習に支障が生じたり、いじめを行った児童生徒の反省や対象児童生徒との関係修復が阻害されたりするような事態は、絶対に避けなければなりません。また、調査報告書が公表されることに対する不安から関係者が調査への協力をためらうようになれば、調査を行うこと自体が困難になってしまいます。

調査報告書の公表の可否や、公表する場合の公表内容、公表方法については、以上に述べた公表の目的と影響を踏まえて検討します。

第3 調査報告書の公表に関する方針

1 公表対象

以下のすべての要件を満たす場合に、調査報告書を公表します。

- ① 対象児童生徒および保護者が公表に同意していること。
なお、保護者が公表を望む場合であっても、対象児童生徒本人が公表を望まない意思を示しているとき、または明確な意向を示さないときは、調査報告書のうち再発防止策に関する部分（記載内容から具体的ないじめの事実関係や当事者の属性が推測できる部分を除きます。）のみを公表対象とします。
- ② 公表によって対象児童生徒を含む関係者の生活や学習、いじめを行った児童生徒の反省や対象児童生徒との関係修復その他の学校の教育活動に対する重大な支障が生じるおそれがないと認められること。
- ③ 過去に対象児童生徒および保護者との間で調査報告書を公表しないことを確認したことがある事案ではないこと。

2 関係者への意向確認等

（1）対象児童生徒および保護者への意向確認

対象児童生徒および保護者に対しては、本方針に基づいて、調査報告書を公表することの目的と影響、流山市教育委員会の公表に関する考え方を説明し、公表の有無や公表内容、公表方法についての意向を確認します。その際には、保護者だけでなく、必ず対象児童生徒本人にも説明を行い、本人の意向も確認します。

また、公表する資料を作成した後、改めて公表内容を確認します。

なお、保護者からは公表の意向が示されていても、対象児童生徒本人が公表を望まない意思を示しているとき、または明確な意向を示さないときは、調査報告書のうち再発防止策に関する部分（記載内容から具体的ないじめの事実関係や当事者の属性が推測できる部分を除きます。）のみを公表対象とします。

（2）関係児童生徒※および保護者への説明等

関係児童生徒および保護者に対しては、調査報告書の公表自体についての同意を得ることは確認しませんが、調査報告書を公表することの目的や、公表内容、公表方法を事前に丁寧に説明し、できる限り理解を得るよう努めるものとします。

なお、後述する「関係児童生徒および保護者の了解がなければ公表しない情報」

※関係児童生徒：「いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒」をいう。
（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に準拠）

については、公表してよいかどうか関係児童生徒および保護者の意向を確認し、了解が得られない場合には公表しません。

3 公表内容および公表方法等

(1) 公表内容

具体的な公表内容については、事案の内容や対象児童生徒および保護者の意向も踏まえ、個人情報保護法および流山市情報公開条例の規定に照らして判断し、対象児童生徒および保護者による公表資料案の確認を経た上で確定します。

(2) 公表方法

公表資料については、調査報告書の一部を黒塗りした版（黒塗り版）又は調査報告書の公表版（概要版）のどちらの方法によるかを対象児童生徒および保護者と協議した上で作成し、市ホームページに掲載します。なお、対象児童生徒および保護者から調査報告書に対する所見書が提出されている場合、その旨を公表資料に記載します。

(3) 公表期間

公表期間については、原則として公表開始から3か月を経過する日までとします。ただし、以下の場合には公表期間内であっても掲載を中止します。

- ① 対象児童生徒および保護者からの要望があった場合
- ② 公表された情報が濫用され、SNS等をはじめ、誹謗中傷や根拠のないうわさにより対象児童生徒および関係児童生徒の権利が侵害されるような行為が認められた場合

なお、公表期間終了後も、流山市情報公開条例に基づく調査報告書の開示請求をすることができます。

(4) 公表範囲

以下の情報については、通常、個人情報保護法及び流山市情報公開条例の定める不開示情報に該当し公表できないものと考えられます。

- ① 公表しない情報
 - ・ 関係者個人の特定につながる情報（学校名・学級名を含む）
※教職員名等から学校名が特定できる場合は、当該教職員名等も公表しません。
- ② 対象児童生徒および保護者の了解がなければ公表しない情報
 - ・ いじめ被害の具体的な内容（いじめを受けた日時、悪口や暴力行為の具体的な内容など）に関する情報
 - ・ 対象児童生徒および保護者の発言や行動、心情に関する情報
 - ・ 家庭環境、病状・病歴、障害などの特に配慮を要する情報
- ③ 関係児童生徒および保護者の了解がなければ公表しない情報
 - ・ 関係児童生徒および保護者の発言や行動、心情に関する情報
 - ・ 家庭環境、病状・病歴、障害などの特に配慮を要する情報

第4 調査報告書の公表手順

調査報告書の公表は、以下の手順で行います。

1 調査開始時

重大事態の調査を開始する段階で、対象児童生徒および保護者、関係児童生徒および保護者の双方にこの方針を示して、公表についての考え方を説明します。

2 調査報告書作成後

(1) 対象児童生徒および保護者への意向確認

- ・ 公表の有無、公表する場合は公表内容及び公表方法についての意向を確認します。

(2) 公表の可否等の決定

- ・ 対象児童生徒および保護者の意向を踏まえ、教育委員会が、公表の可否、公表する場合は公表内容及び公表方法を決定します。決定した内容は、速やかに対象児童生徒および保護者に伝達します。
- ・ 公表を検討する内容に「関係児童生徒および保護者の了解がなければ公表しない情報」が含まれる場合、該当部分の公表の可否については、関係児童生徒および保護者の意向確認後に判断します。

(3) 関係児童生徒および保護者への説明

- ・ 調査報告書を公表することの目的や、公表内容、公表方法を事前に丁寧に説明し、できる限り理解を得るよう努めます。
- ・ 公表を検討する内容に「関係児童生徒および保護者の了解がなければ公表しない情報」が含まれる場合は、該当部分の公表についての意向を確認します。

(4) 公表資料の作成

- ・ 作成後、公表前に対象児童生徒および保護者に確認し、公表内容等に誤りがあった場合には必要に応じて修正します。

(5) 公表の実施

- ・ 公表資料を市ホームページに掲載します。